

第3部  
検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

血液学的検査

出血・凝固検査

(項目の追加)

(新設：区分D006の11)

全血凝固溶解時間測定 (Ratnoff法等) 85点

(新設：区分D006の11)

血清全プラスミン測定法 (血清SK活性化プラスミン値) 85点

(新設：区分D006の11)

ユーグロブリン溶解時間測定 85点

(新設：区分D006の11)

ユーグロブリン分屑プラスミン値測定 (Lewis法) 85点

(新設：区分D006の11)

プラスミン活性値検査の簡易法 (福武法、畔柳法) 85点

生化学的検査 ( )

血液化学検査

(項目の追加)

(新設：区分D007の26)

心筋トロポニンI精密測定 120点

生化学的検査 ( ) 腫瘍マーカー (項目の追加)	(新設: 区分D007の33)	クロスラプス精密測定	190点
	(新設: 区分D009の16)	乳頭分泌液中HER2タンパク測定	310点
	(新設: 区分D009の16)	血清中HER2タンパク測定	310点
免疫学的検査 免疫血液学的検査 (注の変更)	注 赤血球不規則抗体検査は、第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は区分番号K898に掲げる帝王切開術を行った場合に算定する。	注 赤血球不規則抗体検査は、第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第12款の各区分に掲げる女子性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。	
感染症血清反応 (項目の追加)	(新設: 区分D012の19)	糞便中ヘリコバクター・ピロリ抗原	160点
	(新設: 区分D012の23)	尿中レジオネラ抗原	200点

自己抗体検査

(項目の追加)

細胞機能検査

(項目の追加)

微生物学的検査

微生物核酸同定・定量検査

(項目の追加)

第2節 病理学的検査料

第1款 病理学的検査実施料

病理学的検査

(区分の新設：HER2遺伝子)

(新設：区分D014の16)

(新設：区分D014の16)

(新設：区分D016の6)

(新設：区分D023の7)

(新設：区分D023の7)

(新設：区分D023の11)

(新設：区分D103-2)

血清中抗デスモグレイン1抗体

血清中抗デスモグレイン3抗体

フローサイトメトリーのTwo-color分析法による  
赤血球検査

SARSコロナウイルス核酸増幅検査

血清中のHBVプレコア変異及びコアプロモーター変異遺伝子同定検査

結核菌群リファンピシン耐性遺伝子同定検査

HER2遺伝子

310点

310点

290点

480点

480点

550点

2,000点

第3節 生体検査料

脳波検査等

(区分の新設：神経磁気診断の評価)

(新設：区分D236-3)

神経磁気診断

5,000点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

耳鼻咽喉科学的検査

自覚的聴力検査

(区分の変更)

3 簡易聴力検査(種目数にかかわらず一連につき) 80点

3 簡易聴力検査(種目数にかかわらず一連につき)

イ 標準純音聴力検査(骨導聴力検査を行わない場合) 110点

ロ その他 40点

上記のほか、検査に関する改定内容は、別表のとおり。